

ライフ

ワークLIFE おおいた

大分県の最低賃金

第50号

2021
10月

時間額

822 円

(令和3年10月6日から)

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。
年齢や正社員・契約社員・パート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

※最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から
一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

トピックス

- i 大分市中小企業退職金共済掛金補助制度をご利用ください
- i 11月は「下請取引適正化推進月間」です
- i 11月17日（水）は県民ノー残業デーです

「業務改善助成金」が使いやすくなりました

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、**8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行いました。**また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図っています。

※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、**令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業**については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象となります。

〔 例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象
4人日（休業）／200人日（10人×20日）＝1/50 < 休業企業規模（1/40） 〕

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※そのほかの条件などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

大分市 商工労働 メールマガジン 登録企業募集中!!



大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などをメールマガジンで随時配信しています！
企業のみなさまに役立つ情報を紹介していきますのでぜひご登録ください！！



ご登録は
こちらから

あなたの会社に退職金制度はありますか？

退職金制度の導入は、従業員にとって、勤労意欲の向上や退職後の生活の安定につながるばかりでなく、事業主にとっても雇用を安定化させ、従業員との信頼関係を強化させることができます。
退職金共済制度を利用することで、小規模の事業所でも計画的に従業員の退職金を準備することができます。退職金共済制度の一部をご紹介します。ぜひ、この機会にご検討ください！

●中小企業退職金共済制度

人も、会社も、もっと元気に！

中退共 小企業退職金共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

●建設業退職金共済制度

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：月額320円 ※掛金の一部を国が助成します

【取扱団体】 (独) 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 (建退共)

【問い合わせ先】 建退共大分県支部
☎ 097-536-4800

詳細はホームページをご覧ください！！

建退共 検索

●特定退職金共済制度

※ 市の補助制度があります (本ページ下部の条件をご確認ください)

【取扱団体】 大分商工会議所・大分県中小企業団体中央会・野津原町商工会
※取扱団体によって制度内容が異なる場合があります。詳細は各団体へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 大分商工会議所 ☎ 097-536-3135
大分県中小企業団体中央会 ☎ 097-536-6331
野津原町商工会 ☎ 097-588-0101

大分市中小企業退職金共済掛金補助制度をご利用ください

商工会議所・商工会・大分県中小企業団体中央会が行っている「特定退職金共済制度」に新規加入した大分市内に事業所を有する事業主に対して、共済掛金の一部を大分市が2年間補助します。

- 【対象者】 以下の項目すべてを満たしている事業主
- (1) 大分市内に事業所を有し、市税を完納している事業主
 - (2) 事業所として、はじめて「特定退職金共済制度」に加入した事業主
 - (3) 常時雇用する従業員が次のとおりであること
 - 卸売業、小売業、サービス業：20人以下
 - その他の業種：100人以下
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

【補助金額】 掛金の20パーセント ※ただし、1人あたりの補助上限月額掛金は5,000円

【補助期間】 事業所としてはじめて「特定退職金共済制度」に加入してから2年間

※ 申請期間や提出書類等の詳細については、大分市ホームページをご覧ください。

? お問い合わせ先 大分市商工労政課 雇用労政担当班 ☎ 097-537-5964

10月第1週は「全国労働衛生週間」です

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で72回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

【令和3年度スローガン】

向き合おう！ ころとからだの 健康管理

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（（1）密閉、（2）密集、（3）密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働相談のご案内 職場の悩み お気軽にご相談ください

『悩まずどんとこい労働相談週間』

全国一斉の「個別労働紛争処理制度周知月間」の取組として、大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

労働委員会は労使紛争を解決するための専門的な行政機関です

期 間 令和3年10月1日（金）～ 10月7日（木）

受付時間 平 日 9時～20時（来所の受付は19時まで）

土・日 9時～17時（来所の受付は16時まで）

※土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館東側通用口

相談方法 《電話相談》097-536-3650（相談専用ダイヤル）

《来所相談》大分県労働委員会事務局（大分県庁舎本館3階）

なお、この期間以外でも平日（9時～17時）であれば、随時、労働相談を受け付けています。



11月は「下請取引適正化推進月間」です

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じその推進を図っています。特に、毎年11月を「**下請取引適正化推進月間**」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

下請適正取引等推進のためのガイドラインをご利用ください

下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、下請事業者の皆さま方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。2017年3月末時点で、18業種で策定しています。

望ましい取引事例（ベストプラクティス）や、下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。

中小企業庁ホームページからダウンロードできますので、下請取引等の改善にお役立てください！

事業主のみなさまへ 働き方改革関連法の施行に係る取引上の配慮について

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！ **ダメ！短納期発注！！**

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主のみなさまは他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ①週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

11月は計量強調月間です

平成5年11月1日に新計量法が施行されたことを記念し、**11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」として全国各地で記念日行事が行われています。**



大分市でも、計量思想の普及・啓発を図るため、**11月1日（月）**に一日計量パトロールを行います。

消費者代表（主婦など）4名を一日計量パトロール員に委嘱します。その後、市内のスーパーマーケットにて実際に買い物をしていただき、持ち帰った商品について内容量が本当に正しいのかを確認します。また、その結果をもとに、店舗の代表者との意見交換会を行い、計量制度に対する理解の促進を図ります。

? お問い合わせ先 大分市商工労政課 管理・計量担当班 ☎ 097-537-5625

認知症サポーター養成講座申し込み団体募集中！ ～講師が出張講座を行います～

無料

認知症サポーターとは

特別な事をするわけではありません。
認知症の事を正しく理解してくれる**応援者**のことです。

大分市の
サポーター数
46,918人!

(R3.7月)

小・中・高校生からなる
キッズサポーターも
増加中!

養成講座を
受けるメリット

周囲(自身の親など)
の症状に
気づきやすくなる!
適切に対応することが
できる!

認知症は
早期発見・対応
することで
進行を遅らせる
ことができる
病気です!



～誰でも認知症になる可能性があります。今から認知症について学んでみませんか?～

- 1時間半の講座で認知症について正しい知識を学びます
- おおむね5名以上の団体から申し込み可能です
- 講師料、資料代は無料です
- 会場の手配、会場費は申込者負担となります
- 申し込みは開催の40日前までをお願いします



～所属する職員の半数以上が受講している場合、大分県の「オレンジカンパニー」として登録できます～

- 認知症の方に優しく対応できる企業・店舗・事務所であることをアピールできます
- Crs (社会的責任) の側面から企業のイメージアップにつながります
- 社会教育等で認知症を学びきっかけになります



受講者には
オレンジリングをお渡しします



? お問い合わせ先

大分市長寿福祉課 権利擁護担当班 ☎ 097-537-5771

男女共同参画に関する講師を派遣します

男女共同参画に関する研修をお考えの職場・団体等に無料で講師を派遣します！！

研修テーマ

- 男女共同参画って何？
 - 女性の人権
 - 女性のためのエンパワーメント
 - ハラスメントについて
 - DV・デートDV・虐待防止
 - コミュニケーション
 - ワーク・ライフ・バランス
 - LGBT
- ※その他の内容についてはご相談ください。

◎お申込みの際は、講座を行いたい日時、場所、希望する内容等を決めておいてください。また、講師との日程調整の都合上、希望日を数日ご検討ください。
◎大分市にお住まいの方、大分市内の職場、団体の方に限ります。

お申込み

大分市ホームページより、「男女共同参画に関する出前講座申込書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、大分市男女共同参画センターに郵送、ファックス、Eメールでお送りいただくか、直接ご持参ください。

お問い合わせ先



大分市男女共同参画センター（たびねす）

大分市府内町1丁目5番38号（コンパルホール2階）
☎ 097-574-5577
✉ danjokyodo@city.oita.oita.jp

「女性のためのなんでも相談」についてご案内します

仕事、夫婦、家族、対人関係のこと、こころ、からだ、暮らしのこと、その他なんでも気軽に電話や面接での相談をご利用ください。



相談専用電話 097-574-5578

面接予約電話 097-574-5577

相談日・時間

【毎週火曜日・木曜日】

電話：午後2時～午後8時 面談：午後1時～午後8時
※祝日の場合は、電話：午前10時～午後4時、面談：午前9時～午後4時
ただし、休館日はお休みです。

【毎週月曜日・金曜日・土曜日】

電話：午前10時～午後4時 面談：午前9時～午後4時
※祝日の場合も同様。ただし、休館日はお休みです。

お問い合わせ先



大分市男女共同参画センター（たびねす）

大分市府内町1丁目5番38号（コンパルホール2階）
☎ 097-574-5577

※休館日：第2月曜日（祝日と重なった場合はその日以降の休日でない日）

毎年**11**月 第**3**水曜日は

県民ノ一残業デー

今年は**11月17日(水)**

大分労働局では、過労死等防止月間である**11月の第3水曜日**に「**県民ノ一残業デー**」を実施しており、大分県民全体での取組を呼びかけています。

「県民ノ一残業デー」の取組みを契機に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、働き方を見直しましょう。



? お問い合わせ先

大分労働局 雇用環境・均等室
☎ 097-532-4025

「大分働き方改革推進支援センター」をご利用ください

働き方改革は、育児や介護がしやすい、年休が取得しやすい、女性・障がい者なども働きやすい、セクハラ・パワハラがないなど、働きやすい魅力ある職場づくりを目指すことにより、人材の確保・定着、生産性の向上等を進めるものです。

取組事例の紹介、各種助成金、訪問による無料コンサルティングなども用意していますので、お気軽にご相談ください。

? お問い合わせ先

【大分労働局委託事業】
大分働き方改革推進支援センター（大分県社会保険労務士会内）
☎ 0120-450-836

○お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。

今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2021年10月発行
大分市 商工労働観光部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-mail: rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<https://www.city.oita.oita.jp/>